(令和3年7月20日作成)

法 令 名	北海道海岸占用料等徴収条例
根拠条項	第3条
許認可等の種類	占用料等の減免 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第3条 知事は、占用の許可又は土砂採取の許可を受けた者の当該許可に係る行為が 漁業又は農業の経営上欠くことができないものであるときその他特別の理由が あると認めるときは、その占用料等を減免することができる。
審査基準	別紙
標準処理期間	総期間       20日・丹 (注:休日は含まない。)         経由機関       日・月 (       )         協議機関       日・月 (       )         処分機関       20日・丹 (       )
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申 請 先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号:011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm) ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から空知、上川を除く。 なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は、調整課財産管理係

## (別 紙)

## [審 査 基 準]

条例第3条に該当するときは、占用を受けられた方からの申請によりその料金を減免することができます。 この取り扱いは、次のとおりです。

- 1 「漁業又は農業の経営上欠くことのできないものであるあるとき」とは、次に掲げるものであること。
  - ① 漁業者等が漁獲陸揚場、船揚場、漁獲物乾場等として使用するもののうち、占用許可した土地の占用をいいます。
    - なお、乾場造成に使用する土石の採取についても同様に取り扱って差し支えないものであること。
  - ② 農業者等が農道、排水溝、穀物乾場、牛馬のけい留等として使用するもののうち、占用許可した土地の占用をいいます。
- 2 「その他特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げるものとすること。
  - ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に基づく工事及びこれに関連する工事並びに 国又は地方公共団体が行う海岸保全工事の用に供するための土石採取で、設計に採取料金が計上されていない とき。
  - ② 土地改良区又は農業協同組合等が補助事業である土地改良工事の客土の用に供するため自ら土石を採取するとき。
  - ③ 水防法(昭和24年法律第193号)の規定による水防管理団体、河川愛護組合等が水防の用に供するため土石を 採取するとき。
  - ④ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活扶助を受けていること等により減免することが適当と認められるとき。
  - ⑤ その他総合振興局長又は振興局長が適当と認めるとき。
- 3 上記④及び⑤の事項に該当する減免は、事実を証明するに足る書類(市町村の証明又は民生委員の証明等)を 添付し、実態を確認の上承認するものであること。なお、あらかじめ指定された電子メールドレスに電子メールを送信する方法により提出させることも可とする。
- 4 次に掲げる団体又は法人が、公用又は公共用に供する施設等を設置して占用する場合は、全額免除とするものであること。
  - ① 鉄道事業者
  - ② 公益法人、営利を目的としない公共的団体